

# 知れば得する“ぎかい”のキホン

## 第8回

# 地方議会の議長・副議長

地方公共団体の議会には必ず、議長、副議長が一人ずつ選任され、議会全般の取りまとめを行います。それでは議長、副議長のあれこれを見てみましょう。

●議長、副議長の選任  
地方自治法に、「議会は、議員の中から議長とあり、それに従い選

挙します。ただし、議員に異議がないときは、指名推薦の方法も地方自治法により認められています。この場合は、指名された議員を当選人とするかを会議に諮り、全議員の同意があつた場合に当選人となります。

代表していろいろな行事に出席したりします。議長がほかの用事や病気のため仕事ができないときに、代わりをするために選ばれているのが副議長です。

した場合は、次の議会に報告しなければなりません。  
いずれも議長、副議長の役職を辞めるものであり、議員としての身分は変わりありません。

●議長、副議長の辞職  
議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に辞表を提出しなければなりません。そしてそれらの提出があつたときは、その旨を議会に報告し、会議に諮つて決めなければなりません。

●仮議長、臨時議長  
議長、副議長ともに事故があるときは、選挙で仮議長が決められ、議長の職務を行います。臨時議長とは、一般

選挙後の最初の議会で、議長選挙を行う場合や、仮議長の選挙を行う場合で、議場内にいる最年長議員が行うものです。



●役割  
選ばれた議長は、整然と話し合いを進めるために、議事の進行を行います。議員の意見をまとめたり、議会を

また議長は、閉会中に副議長の辞職を許可

ます。